

○能代市弔祭料に関する規程

平成21年4月1日

訓令第9号

改正 平成28年3月31日訓令第3号

(趣旨)

第1条 この訓令は、次に掲げる者が死亡した場合において、その遺族に贈与する弔祭料(以下「弔祭料」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

- (1) 能代市功労者等の待遇に関する条例(平成18年能代市条例第205号。次号において「条例」という。)第2条に規定する功労者
- (2) 条例第2条第1号から第4号までに掲げる特別職等の職にある者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

(平28訓令3・一部改正)

(弔祭料の額)

第2条 弔祭料の額は、別表のとおりとする。

(重複贈与の調整)

第3条 兼職がある場合における弔祭料は、重複して贈与しない。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。